

作陽学園高等学校 いじめ防止対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・本校のいじめの認知件数は年間3件前後で推移しており、学年による差はほとんどない。発生は、1学期・2学期が多く、言葉の暴力・SNS等への書き込みに起因する生徒間トラブルが原因となっているものがほとんどである。
- ・生徒の90%以上がスマートフォンを所持しているが、生徒のネット利用の実態を十分に把握できていない。現在は、生徒指導部・教育相談室を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取り組みをより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取り組みを行う必要がある。
- ・いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、生活指導主事以外にも各コース・学年の教職員も参加し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取り組みを行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に校外研修や保護者対象の講演会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
 - ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談室との連携の上、実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有する。
- 〈重点となる取組〉
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての研鑽を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を計画的に実施する。
 - ・「いじめについて考える週間(6月第一週)」において、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
 - ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携

- 〈連携の内容〉
- ・学校基本方針をPTA総会などで説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得る機会を設定し、取り組みの改善に生かす。
 - ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のための研修会を実施する。
 - ・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

- 〈対策委員会の役割〉
基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証、修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
- 〈対策委員会の開催時期〉
年3回、学期ごとに開催する。
- 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉
職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。
- 〈構成メンバー〉
- ・校外： スクールカウンセラー、PTA会長等
 - ・校内： 校長、教頭、生徒指導主事、教育相談室長、コース主事、学級担任、養護教諭等

全 教 職 員

関係機関等との連携

- 〈連携機関名〉 県総務学事課、玉島警察署
- 〈連携の内容〉
- ・ネットパトロールによる監視
 - ・非行防止教室の実施
 - ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
- 〈学校側の窓口〉 教頭、生活指導部主事

学校が実施する取り組み

① いじめの防止	<p>〈教員研修〉 教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社等から講師を招聘し、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。</p> <p>〈生徒会活動〉 「いじめについて考える週間」において、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。</p> <p>〈居場所づくり〉 日頃の授業や行事等の特別活動の中で、活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</p> <p>〈教育モラル教育〉 ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する講座を、全体で1時間以上行う。</p>
② 早期発見	<p>〈実態把握〉 生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、適切な教育相談を行うことで、生徒の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。</p> <p>〈相談体制の確立〉 相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</p> <p>〈情報共有〉 生徒の気になる変化や行為があった場合、5W1Hで記録し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。</p> <p>〈家庭への啓発〉 積極的ないじめの認知につながるよう、学校通信・学級通信を通し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</p>
③ いじめへの対処	<p>〈いじめの有無の確認〉 本校生徒がいじめを受けているとの通知を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。</p> <p>〈いじめの組織的対応の検討〉 いじめへの組織的な対応を検討するために、いじめ対策委員会を開催する。</p> <p>〈いじめられた生徒への支援〉 いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。</p> <p>〈いじめた生徒への指導〉 いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</p>